第

1144

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

8月28日 (1998年) 平成10年

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

発行所

## ⇔法定相続人が妻のみの場合

○ : 先月、夫が亡くなりました。私たち夫 婦には子供がいません。また、夫には兄弟姉 妹もなく、直系尊属も既に死亡していますの で、法定相続人は妻の私1人だけです。

この場合、相続税の課税関係はどうなりま すか。

A:配偶者の税額軽減の規定により、配偶 者には相続税は一切かかりません。

## 【解説】

配偶者の税額軽減の規定は、主に次のよう な理由から設けられました。

- (1)配偶者は、被相続人の財産形成に貢献して いると考えられること
- (2)残された配偶者の生活を保障する必要があ ること
- (3)配偶者に対する相続は、同一世代間の相続 で、次に相続税がかかるまでの期間が短い こと

この規定は、それまで総遺産の2分の1ま での財産の取得について相続税額を軽減して いたものを、昭和63年12月の相続税法の 改正により、配偶者の法定相続分まで拡大し て相続税額が軽減されるようになりました。

この結果、ご質問のように、子、兄弟姉妹 及び直系尊属が存在しない場合には、配偶者 のみが相続人となりその法定相続分は1とな りますから、配偶者が取得する財産のすべて が配偶者の税額軽減の対象となり、配偶者に は相続税の納付税額が算出されないことにな ります。ただし、配偶者の税額軽減を受ける ためには、相続税の申告書の提出が必要です。







